

議案第 80 号

長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削る。

別表(1)を次のように改める。

(1) 上長与体育館使用料金表

(単位：円)

時間	1時間につき	
種別	町民	町民以外
フローア	100	210

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。